

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社シキノハイテック	コード	6614
提出日	2024/6/10	異動(予定)日	2024/6/25
独立役員届出書の提出理由	独立役員である大崎利明氏が2024年6月25日にて退任するため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	星野 奈津希	社外取締役	○														○		有
2	宮本 幸男	社外取締役	○														△		有
3	舟崎 滋郎	社外監査役	○														○		有
4	高安 鎌太郎	社外取締役	○														○		有
5	浜田 亘	社外監査役	○														○		有
6																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	a~l のいずれにも該当しません。	星野奈津希氏は、独立した弁護士として開業しており、法曹界において豊富な経験と法律に対する幅広い見識を有しています。これに基づき、社外取締役として、判例など豊富な情報と経験を活かし、当社の経営に対して助言・支援が期待でき、業務執行を監督する適切な人材と判断しております。また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当せず、会社から独立した立場にあり、一般株主との間で利益相反が生じる恐れが無いと判断しております。
2	i: 宮本幸男氏の当社株式の議決権保有比率は、2.49%であります。同氏が業務執行者である志貴野メッキ株式会社の当社株式の議決権保有比率は1.56%であります。その両方を合わせた比率は4.04%であることから、主要株主には該当しないと判定しております。また、志貴野メッキ株とは取引関係が全く無く、当社の経営に影響を与えるものではありません。 k:10年以内では、相互就任の関係にあった先(志貴野メッキ株式会社)の業務執行者となりますが、現在は、相互就任の関係は解消されておりますので、宮本幸男氏の独立性には問題ないと判断しております。	宮本幸男氏は、メーカーのトップとして長年経営に携わり、経営に関する高い見識を有しています。これに基づき、社外取締役として、当社の経営に対して助言・支援の実行及び情報の交換を行っております。その企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れが無いと判断しております。
3	a~l のいずれにも該当しません。	舟崎滋郎氏は、金融機関での執行役員、支店長の経験を活かした経営に関する知見を有しています。これに基づき、社外監査役として、当社の経営陣から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務執行を適切に監査し、取締役会に対して適切な牽制機能を果たしています。この知見を活かして、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れが無いと判断しております。
4	a~l のいずれにも該当しません。	高安鎌太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、証券会社勤務時には数々の上場企業をサポートしてきた経験・知見が豊富であります。これに基づき、社外取締役として、当社の経営陣から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務執行に対して意見し、取締役会に対して適切な助言・支援が期待できます。この経験と知見を活かして、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れが無いと判断しております。
5	a~l のいずれにも該当しません。	浜田亘氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人勤務時には数々の上場企業の法定監査や株式公開支援業務を実施してきた経験・知見が豊富であります。これに基づき、社外監査役として、当社の経営陣から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務執行を適切に監査し、取締役会に対して適切な牽制機能を果たさせることが期待できます。この経験と知見を活かして、持続的な企業価値の向上を目指す当社の業務執行を監督する適切な人材と判断しており、一般株主との間で利益相反が生じる恐れが無いと判断しております。
6		

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしていますが、社外役員の選任には、独立性だけでなく、それぞれの知識、能力、見識及び人格等を考慮して選定していますので、会社法に定める社外役員の要件を満たし、且つ社外役員として当社の意思決定に対し指摘や意見することができずの人材については、判断基準に該当する場合であっても社外役員として招聘することがあります。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員が相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。